



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

第6回 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会 持ち回り開催	資料
---------------------------------------	----

オンライン診療に関する広告等について

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

* を付した事項は衆議院による修正部分（概要）

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ①-1 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
- ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ①-2 厚生労働大臣は5疾病・6事業・在宅医療に関し、目標設定・取組・評価が総合的に推進されるよう都道府県に必要な助言を行う。*
- ①-3 都道府県は病床数の削減を支援する事業を行える（削減したときは基準病床数を削減）ほか、国は予算内で当該事業の費用を負担する。*
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができるとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ①-1 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等を実現し*、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ①-2 2030年末までに電子カルテの普及率約100%を達成するよう、医療機関業務の電子化（クラウド技術等の活用を含む）を実現する。*
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。
また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

4. その他（検討規定）*

- ① 外来医師過多区域での新たな診療所開設の在り方、② 医師手当事業に関して保険者等が意見を述べられる仕組みの構築、
③ 介護・福祉従事者の適切な処遇の確保

等

施行期日

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は公布日（1①-2及び①-3並びに4②及び③）、令和8年4月1日（1②、2①の一部、②及び③並びに4①）、令和8年10月1日（1①-1の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①-1の一部及び①-2）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①-1の一部及び3②）等）

1 現状

- 医事法制上、オンライン診療は解釈運用によって、機動的・柔軟にその実施が図られてきた。
- 法制上の位置づけを明確化し、適切なオンライン診療を更に推進していくため、現行制度の運用を活かす形で、医療法にオンライン診療の総体的な規定を設ける。

2 改正の内容

オンライン診療を行う医療機関

- 医療法にオンライン診療を定義づけ、オンライン診療を行う医療機関はその旨を届け出る（都道府県Aへの届出）。
- 厚生労働大臣は、オンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）を定め、オンライン診療は同基準に従って行うこととする。
- オンライン診療を行う医療機関の管理者は、オンライン診療基準を遵守するための措置を講じることとする。

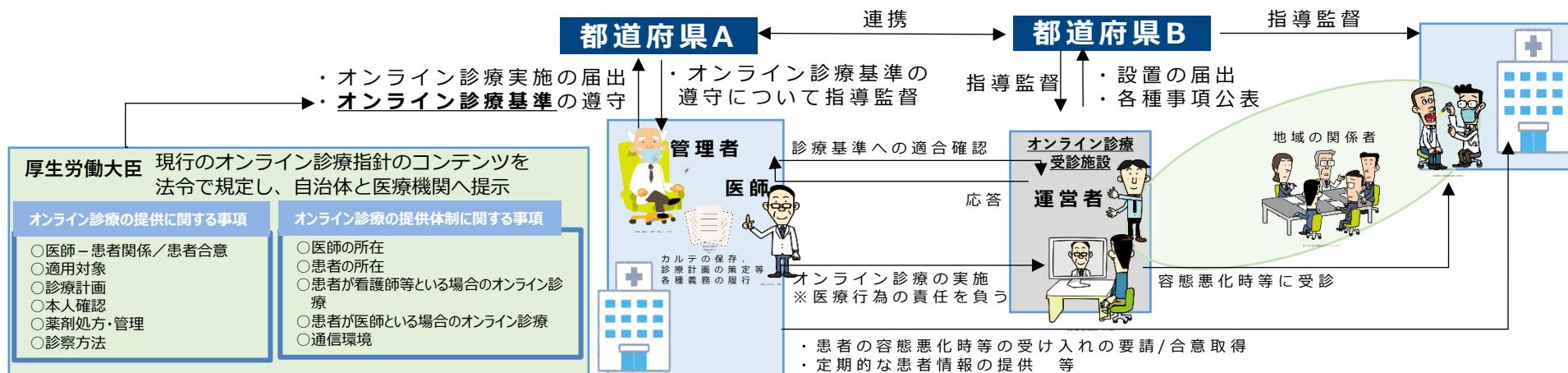
オンライン診療受診施設

- 患者がオンライン診療を受ける専用の施設として、医療法に「オンライン診療受診施設」を創設する。

（定義）施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受けれる場所として提供する施設

- オンライン診療受診施設の設置者は、設置後10日以内に届け出る（都道府県Bへの届出）。
- オンライン診療を行う医療機関の管理者が、オンライン診療受診施設の設置者に対して、オンライン診療基準への適合性を確認することとする。
- オンライン診療受診施設の広告・公表事項等は省令で定めることとする。

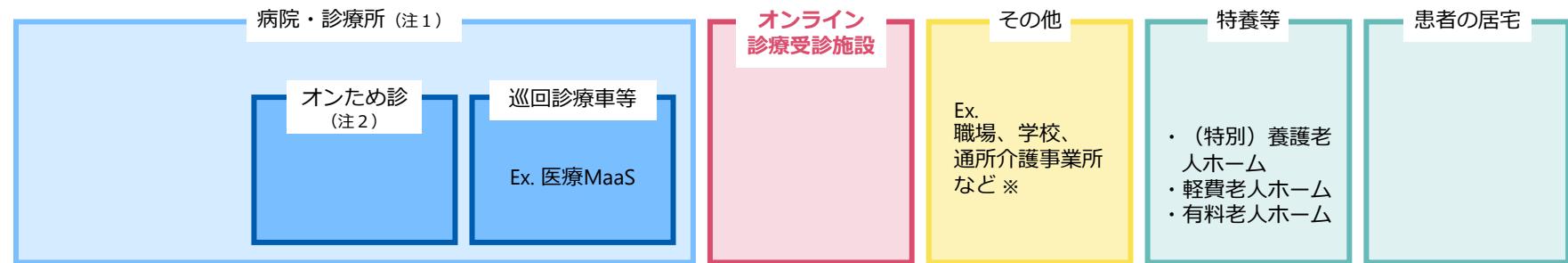
（※）オンライン診療を行う医療機関の管理者は、容態急変の事態に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取得し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握することとする。



法改正により可能になること

- ① 医療法に、患者がオンライン診療を受ける専用の施設として「オンライン診療受診施設」（以下「オンライン診療受診施設」）が位置付けられ、診療所と比較して簡素な要件・手続等のもと整備が可能になる。
- ② 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が省令に引き上げられ、違反に対しては都道府県知事等の是正命令等が可能になる。

【オンライン診療が可能な場所の類型】



定義・要件等	・医師が公衆・特定多数人のため医業を行う場所 (≥ 20 床・ ≤ 19 床)	・必要性を認めた場合 (特例的)	・無医地区の医療確保等のために必要な巡回診療 ※県内の医療機関の事業として行う場合	オン診を行う医師の勤務する医療機関等に対し、患者のオンライン診療場所を提供する施設	居宅と同様、療養生活を営む場所であって患者が長時間にわたり滞在 ※個々の患者の事情で異なる。医師の確認必要。	居宅 医療法施行規則第1条に規定
	・開設許可or届出 (10日以内)が必要 ・管理医師 (原則、勤務時間中常勤) が必要	・開設申請等の際、 住民の受診機会が不十分と考える理由の提出	・診療所届出不要 ・実施計画 (3~6月毎) 等の提出	設置届出 (10日以内)	なし	なし
行政手続	一定の条件下で認められる一定の書類等の作成が必要			受診可能かは個別判断		
	※車両自体をオンライン診療施設として届け出ることも可能 (県等の範囲ごと)					

(注1) 診療所は歯科診療所を含む。また、以降の取扱いは歯科におけるオンライン診療の場合も同じ。

(注2) 都道府県等において必要性があると認めた場合に、特例的に開設を可能とする医師が常駐しないオンライン診療のための診療所。以下同じ。

広告規制等について

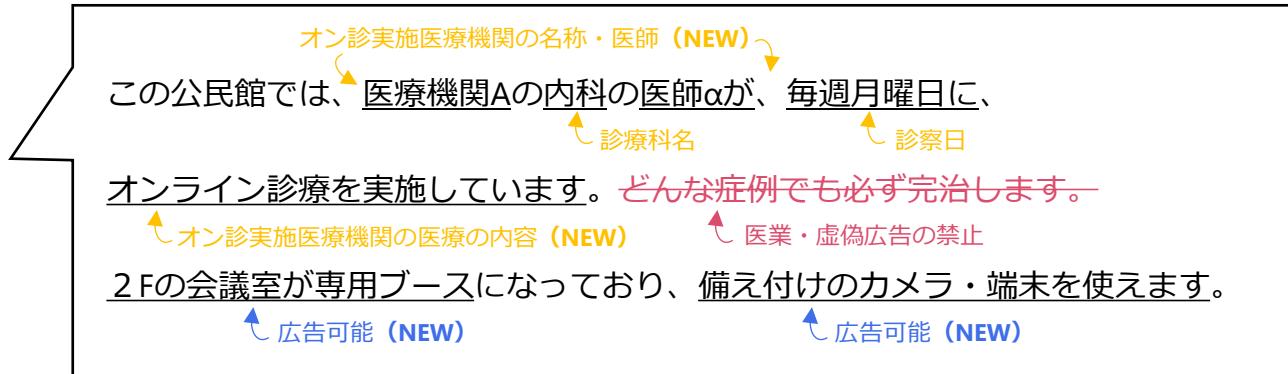
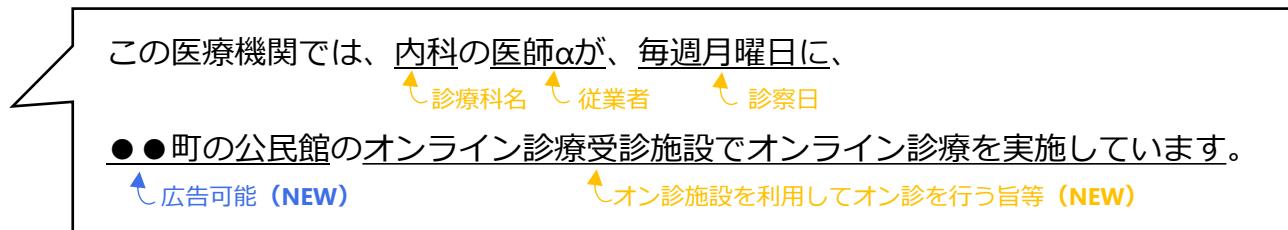
- 今般の改正では、「オンライン診療」、「オンライン診療受診施設」が法律上定義され、**医業・医療機関に関する広告**についても、「オンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う旨等」が広告可能事項に追加された（医療法第6条の5第3項15号）。
- また、**オンライン診療受診施設に関する広告**についても、医業広告と同様に、広告規制を置くこととなった（同法第6条の7の2）

適用関係の整理

広告主体にかかわらず、広告の内容（何に関する広告か）により規制が適用。

【凡例】

橙：医業等に関する広告可能事項
赤：医業等に関する虚偽広告の禁止
青：オンライン診療受診施設に関する広告



(参考) 規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

- オンライン診療受診施設に対する広告規制について、オンライン診療受診施設の設置者の広告は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害されるおそれがある場合に可能とすること。具体的には、オンライン診療受診施設である旨、当該施設の名称、当該施設の所在の場所に関する事項、当該施設でオンライン診療を患者が受けられることが可能な日時に関する事項及び当該施設で提供される医療の内容（当該施設においてオンライン診療を行う医療機関が当該広告に関し必要な情報を提供し確認する場合に限る。）に関する取扱いについて検討し、明確にすること。

a：令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置

(3) 広告規制等について

医業・医療機関に関する広告

- 医業・医療機関に関する広告規制（法第6条の5）は、広告をする主体にかかわらず、医業・医療機関に関する広告をする場合には、適用される。一方で、現行の広告可能事項（同条第3項各号）の中には、医師又は医療機関が自ら広告する場合を念頭に規定されたものもあることから、オンライン診療受診施設等が、オンライン診療を行う医療機関について広告できることを明確化する【告示】。
- その他、オンライン診療基準（参考資料）の遵守に必要な事項も広告可能事項に位置づける【告示】。

※ 医療広告ガイドライン上、広告は、①誘引性と②特定性で判断することとされているところ、②特定性については、オンライン診療受診施設の名称等が特定可能である場合も含まれるものとして見直しを行う。

号	広告可能事項 ※令和8年4月1日時点
1	医師である旨
2	診療科名
3	当該医療機関の名称、電話番号、所在場所、管理者名
4	診察日・時間、予約の有無
5	指定を受けた医療機関・医師である旨
6	医師少数区域経験認定医師である旨
7	連携推進法人の参加病院等である旨
8	当該医療機関の施設、設備、従業者に関する事項
9	当該医療機関の医療従事者に関する事項（大臣告示）
10	当該医療機関の管理・運営に関する事項
11	当該医療機関とサービス提供者との連携に関する事項
12	当該医療機関の医療の情報提供に関する事項
13	当該医療機関の医療の内容に関する事項（一部大臣告示） ※オン診を実施している旨を含む
14	当該医療機関の医療提供の結果に関する事項（大臣告示）
15	オンライン診療を利用している旨等
16	その他準ずるもの（大臣告示）※多くが当該医療機関に関する事項

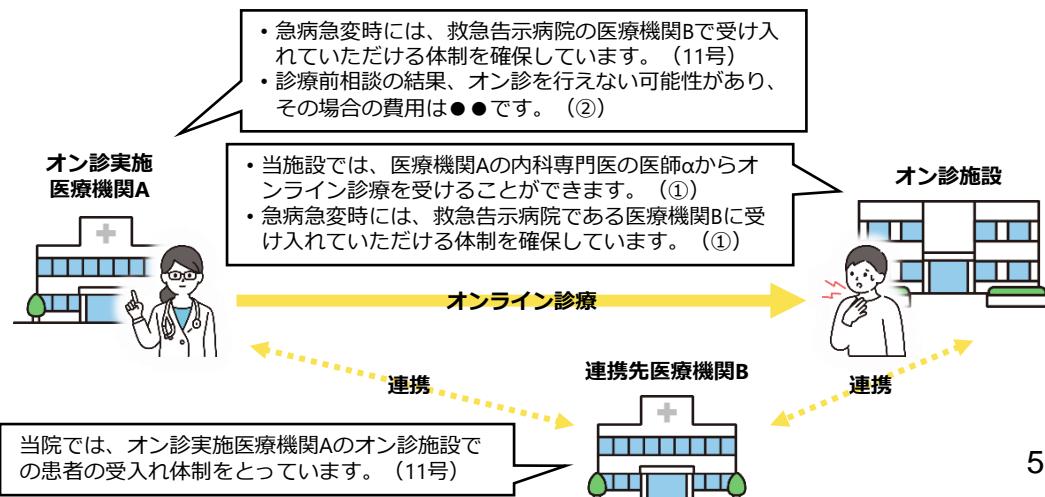
見直し①

- オンライン診療受診施設等も、オンライン診療を行う医療機関について広告可能事項を広告できることを明確化する（16号に基づく大臣告示に追加）

見直し②

- オンライン診療基準の遵守に必要な事項を、広告可能事項に加える（16号に基づく大臣告示に追加）

見直しによるイメージ



広告規制等について

オンライン診療受診施設に関する広告等

- 医業については患者・医師間の情報の非対称性が大きく、利用者保護の観点から、限定的な事項・場合以外の広告を禁止してきた。一方で、オンライン診療受診施設は、患者のオンライン診療を受ける「場所」を提供する施設であり、一般に、サービスに関する不当な表示は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）により禁止されている。
- もっとも、オンライン診療受診施設が医療を提供するものではない点について、患者が誤認しないようにする必要がある。そのため、医療法令上は、医療を受ける者がその点を理解できる方法により明示した上で、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない事項の広告をする場合は、オンライン診療受診施設に関する広告ができるものとする【省令】。

広告規制

- オンライン診療施設に関しては、以下の場合に広告可能とする。
 - ✓ オンライン診療施設が医療を提供するものではない旨を、医療を受ける者が理解できる方法により明示すること
 - ✓ 医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない事項の広告であること

必要な明示のもとでは、例えば、以下についても、医療法上、広告が許容される。

- ・オンライン診療施設の名称、電話番号、所在場所、設置者名
- ・オンライン診療施設の施設、設備、従業者に関する事項
- ・オンライン診療施設の管理・運営に関する事項

(参考) 景品表示法により禁止される不当な表示

- ・**優良誤認表示**：商品・サービスの品質、規格その他の内容について、①実際のものよりも著しく優良である又は②事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると、一般消費者に示す表示
- ・**有利誤認表示**：商品・サービスの価格その他の取引条件について、①実際のものよりも取引の相手方に著しく有利である又は②競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると、一般消費者に誤認される表示
⇒違反行為に対しては、消費者庁が措置命令と課徴金納付命令を行うこと等ができる。

類似名称使用の制限

- そのほか、オンライン診療受診施設（である旨）は、オンライン診療施設のみが標榜可能。その他の者が使用できない類似名称（Ex. 「オンライン診療スポット」、「～ベース」、「～ポッド」）は追って通知する。

日程

令和8年 1月

検討事項等

第6回 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会
(令和7年度1回目)

- ・オンライン診療に関する広告等について

本日

3月頃

第7回 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会
(令和7年度2回目)

- ・医療広告ガイドライン（案）、Q&A（案）及び事例解説書（案）
- ・医療機能情報提供制度に係る令和8年度報告事項（案）

4月1日

オンライン診療に関する法律・省令・告示施行

春頃

医療広告ガイドライン、Q&A及び事例解説書の公表

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン診療基準、オンライン診療指針等について

- ・法第14条の3において、厚生労働大臣は「オンライン診療の適切な実施に関する基準」（オンライン診療基準）として、①オンライン診療を行う医療機関の施設/設備・人員、②患者がオンライン診療を受ける場所、③患者に対する説明、④患者急変時の体制確保、⑤その他に関する事項を定めることとされている。
- ・このオンライン診療基準は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（オンライン診療指針・局長通知）の「最低限遵守する事項」を基本として規定する【省令】。
- ・また、改正法の施行に合わせ、オンライン診療指針、チェックリスト（※）についても見直しを行う。

※「オンライン診療の利用手順を示した手引書等について」（令和6年3月29日付け医政局総務課事務連絡）の3等。オンライン診療受診施設についても作成予定。

※1：下線部はオンライン診療指針の見直しによるもの

※2：赤字はオンライン診療基準に具体的に規定するもの（対面診療でも当然に求められる事項は必ずしも規定していない）

※3：（＊）はオンライン診療基準にも関係する事項であり、オンライン診療指針の設置者は、（法人の場合は管理・運営の責任者を置いて）これらを確保するものとする。

オンライン診療指針（見直し後）

項目	記載内容
基本理念	<ul style="list-style-type: none">・オンライン診療の目的・基本理念：医師-患者関係、医師の責任、正確な情報提供、患者の求めに基づく提供 等
1. オンライン診療の提供	
(1) 医師-患者関係／患者合意	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン診療は、患者希望の確認と必要な説明の上、合意がある場合に行う・医師は、オンライン診療の適否を判断し、適切でない場合は中止し、速やかに適切な対面診療につなげる 等
(2) 適用対象	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">・かかりつけ医以外の医師が初診からオンライン診療を行うときは、診療前相談を行う <p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急性が高い症状の場合は、速やかに対面受診を促す・かかりつけ医以外の医師は、オンライン診療の実施後、<u>適切に対面診療につなげられる体制の確保が必要</u> <u>（具体例）</u><ul style="list-style-type: none">・患者の地域の医療機関と対面診療への移行に関する連携体制を整備・対面受診が必要な場合は、対面受診可能な医療機関へ医師から連絡・診療情報の提供等を行い、患者を確実に対面診療へつなぐ・緊急時の相談体制の案内等を患者等に対して行い、確実に対面診療へつなぐ・診療前相談で対面受診が必要と判断した場合、他院に必要な情報提供を行う・診療前相談の結果オンライン診療を行えない可能性や費用等を予めHP等で周知する <p>【推奨される事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・心身の情報の伝達に困難がある患者に対しオンライン診療の適用は慎重に判断すべき 等

オンライン診療基準、オンライン診療指針等について

項目	記載内容
(3) 診療計画	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師はオンライン診療を行う前に、患者の心身の状態を対面診療により診断し、その評価に基づき診療計画を定め、2年間保存する ・初診からオンライン診療を行う場合、診察後にその後の方針を患者に説明。<u>オンライン診療の継続見込みがある場合、速やかに診療計画を定め、保存する</u> ・映像等を保存する場合は事前に医師・患者間で取り決めを明確にし、合意しておく 等 <p>【推奨される事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療計画は文書・電磁的記録により患者が参照できることが望ましい 等
(4) 本人確認	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、医師・患者双方が身分確認書類で本人確認を行う（※） ・医師は医師資格の保有を患者が確認できる環境を整える 等
(5) 薬剤処方・管理	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診の場合は、①麻薬・向精神薬の処方、②基礎疾患等を把握できない患者に対する特に安全管理が必要な薬品の処方、③当該患者に対する8日分以上の処方を行わない ・医師は患者に対し、現在服薬している医薬品を確認する 等 <p>【推奨される事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬剤師・薬局のもと、医薬品の一元管理を行うことが望ましい
2. オンライン診療の提供体制	
(1) 医師の所在	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師は、医療機関に所属し、所属・問合せ先を明らかにする（※） ・適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない ・第三者に患者の心身の情報が伝わらないよう、物理的に隔離された空間で行う ・医療機関は、指針遵守の旨をHP等で公表する（チェックリストの公表も考えられる）等
(2) 患者の所在	<p>【最低限遵守する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診場所は、清潔かつ安全で、物理的に隔離された空間でなければならない（＊） 等
(3) 患者が看護師等といふ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診療の補助行為は、診療計画or/and訪問看護指示書に基づき予測された範囲で行う ・看護師等は、医師と同一医療機関の者又は訪問看護の指示を受けた者である
(4) 患者が医師といふ場合	<p>※対象が「希少性の高い疾患等」に制限されないよう修正、 診療継続のニーズがあり、オンライン診療の必要性が認められる患者も適用対象に追加</p>
(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関は、十分な情報セキュリティ対策を講じる（医療情報システムの安全管理に関するGLに沿った対策を含む） （＊）※災害時は研修未受講可と通知、暗号強度の更新 等
3. その他関連する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医師／患者教育、質評価／フィードバック、エビデンスの蓄積

※ 特に、オンライン診療にいる患者にオンライン診療を行うときは、医師は、患者が事後的に確認できる形で、所属する医療機関の名称、担当した医師の氏名、問合せ先等を通知するものとする。また、協定・契約によりオンライン診療に連携する場合には、医療機関は、当該施設を診療録に記載するなど適切な方法で記録することが望ましい旨を通知等で示すこととする。 10

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第一条の五（略）

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの（オンライン診療受診施設であるものを除く。）又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第二条の二 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第三条 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

2・3（略）

4 オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第六条 国の開設する病院、診療所及び助産所並びに国の設置するオンライン診療受診施設に関しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この節において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害するがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二 誇大な広告をしないこと。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

3・4（略）

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第六条の五（略）

2（略）

- 3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。
- 一 医師又は歯科医師である旨
 - 二 診療科名
 - 三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該病院又は診療所の管理者の氏名
 - 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
 - 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
 - 六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨
 - 七 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十二項において同じ。）の参加病院等（第七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。）である場合には、その旨
 - 八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
 - 九 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 十 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
 - 十一 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
 - 十二 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
 - 十三 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
 - 十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 十五 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項
 - 十六 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 4 厚生労働大臣は、第二項第四号若しくは前項の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案又は同項第九号、第十三号、第十四号若しくは第十六号に掲げる事項の案の作成をしようとするときは、医療に関する専門的科学的知見に基づいて立案又は作成をするため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第六条の七の二 何人も、オンライン診療受診施設に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならない。

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告が第六条の五第一項から第三項まで又は前二条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項、第六条の七第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3・4（略）

第八条（略）

2 オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第八条の二 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を一年を超えて休止してはならない。ただし、前条第一項の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止したときは、十日以内に、都道府県知事（診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第二十四条の二、第二十九条第一項、第二十九条の二及び第三十条において同じ。）に届け出なければならない。休止した病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を再開したときも、同様とする。

第九条 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第十四条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に関する基準を定めなければならない。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に関する事項
- 二 患者がオンライン診療を受ける場所に関する事項
- 三 オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に関する事項
- 四 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に関する事項
- 五 その他オンライン診療の適切な実施に関し必要な事項

3 オンライン診療は、第一項の基準に従つて行われなければならない。

第十四条の四 オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所（次条において「オンライン診療実施病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第一項の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

第十四条の五 オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が第十四条の三第二項第二号に掲げる事項に係る同条第一項の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならない。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者又は設置者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者又は設置者に対し、期間を定めて、その開設し、又は設置する病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所その他当該病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～5 (略)

第二十五条の二 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生労働省令の定めるところにより、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に関し、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならない。

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第二十六条 第二十五条第一項及び第三項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を命ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、医療監視員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 病院、診療所（第八条第一項の届出をして開設したものと除く。）、助産所（同項の届出をして開設したものと除く。）又はオンライン診療受診施設が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。
- 三 (略)
- 四 開設者又は設置者が第二十四条の二第二項の規定に基づく命令に違反したとき。
- 五 開設者又は設置者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2～7 (略)

第三十条の二 この章に特に定めるもののほか、病院、診療所及び助産所の開設及び管理並びにオンライン診療受診施設の設置に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十九条の二 厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

関係条文

●医療法（昭和22年法律第205号）※令和8年4月1日施行時点

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の五第一項、第六条の六第四項、第六条の七第一項又は第七条第一項の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令又は処分に違反した者

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条第三項、第四条の二第三項、第四条の三第三項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十六条、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項第二号から第十一号まで若しくは第二項第二号、第二十二条第一号若しくは第四号から第八号まで、第二十二条の二第二号若しくは第五号、第二十二条の三第二号若しくは第五号又は第二十七条の規定に違反した者
- 二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三～五 （略）

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十七条、第八十七条の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

関係条文

- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）※令和7年11月20日施行時点

第一条の九 法第六条の五第二項第四号及び第六条の七第二項第四号の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 患者その他の者（次号及び次条において「患者等」という。）の主觀又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- 二 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

第一条の九の二 法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる要件については、自由診療（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養の給付等並びに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、手術その他の治療をいう。以下同じ。）について情報を提供する場合に限る。

- 一 医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。
- 二 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること。
- 三 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。
- 四 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。

関係条文

- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）※令和7年11月20日施行時点

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 二 一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。）
- 三 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師及び歯科医師を除く。へ及びリにおいて同じ。）の専門性に関する認定を受けた旨
 - イ 学術団体として法人格を有していること。
 - ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
 - ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
 - ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
 - ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。
 - ヘ 資格の認定に際して、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。
 - ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
 - チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
 - リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

第二条 法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法
- 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）に規定する検査、手術その他の治療の方法
- 三 分娩（第一号に係るもの）
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付（以下「医療保険各法等の給付」という。）の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、第一号又は第二号の方法と同様の検査、手術その他の治療の方法（ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。）
- 五 医療保険各法等の給付の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器又は再生医療等製品を用いる検査、手術その他の治療の方法（ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。）

第三条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該病院又は診療所で行われた手術の件数（ただし、前条各号に掲げる手術に係るものに限る。）
- 二 当該病院又は診療所で行われた分娩の件数
- 三 患者の平均的な入院日数
- 四 居宅等における医療の提供を受ける患者（以下「在宅患者」という。）、外来患者及び入院患者の数
- 五 平均的な在宅患者、外来患者及び入院患者の数
- 六～九 （略）

関係条文

- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）※令和7年11月20日施行時点

第三条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一～五 （略）
- 六 平均病床利用率
- 七 治療結果に関する分析を行っている旨及び当該分析の結果を提供している旨
- 八 セカンドオピニオンの実績
- 九 患者満足度調査を実施している旨及び当該調査の結果を提供している旨

第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 二 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 三 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 四 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨
- 五 当該病院又は診療所における第一条第一号の医療従事者以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 六 健康診査の実施
- 七 保健指導又は健康相談の実施
- 八 予防接種の実施
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十八項に規定する治験に関する事項
- 十 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護サービスを提供するための事業所若しくは施設又は法第四十二条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる業務（以下この号において「医療法人の付帯業務」という。）を専ら行うための施設であり、かつ、病院又は診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供する介護サービス又は医療法人の付帯業務
- 十一 患者の受診の便宜を図るためのサービス
- 十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表した場合に評価される病院情報
- 十三 開設者に関する事項
- 十四 外部監査を受けている旨
- 十五 財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が行う医療機能評価の結果（個別の審査項目に係るものを含む。）
- 十六 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款を定め、それに基づく補償を実施している旨
- 十七 財団法人日本適合性認定協会（平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 十八 Joint Commission International（平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。）が行う認定を取得している旨（個別の審査項目に係るものを含む。）
- 十九・二十 （略）

関係条文

- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）※令和7年11月20日施行時点

第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一～十八 （略）

十九 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容

二十 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

第五条・第六条 （略）